

# 第10回 農業委員会総会議事録

令和3年4月23日開会

中標津町農業委員会

令和3年4月23日、第10回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番 二 瓶 裕 貴  
2 番 横 田 千 秋  
3 番 谷 川 好 則  
4 番 長谷川 孝 二  
5 番 田 中 洋 希  
6 番 竹 村 聡  
7 番 武 田 健 治  
8 番 田 中 世 一  
10 番 須 崎 智  
11 番 和 泉 光 広  
12 番 後藤田 宏 幸  
14 番 赤波江 信 二  
15 番 小 林 亨  
16 番 中 村 正 生  
17 番 笠 原 康 博  
18 番 本 田 信 幸

本日欠席した委員

9 番 瀧 本 和 男  
13 番 高 橋 正 一

附議した案件

- (イ) 議案第54号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について  
(ロ) 議案第55号 現況証明願いについて  
(ハ) 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(ニ) 議案第57号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について  
(ホ) 議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(ヘ) 議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
(ト) 議案第60号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について  
(チ) 報告第23号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について  
(リ) 報告第24号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

本日出席した職員

事務局 長	坂 井 一 文
庶務係 長	葛 西 利 光
農地係 長	吉 田 佳 弘
係	宮 崎 智 佳

(開 会 10時30分)

- 議 長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は、16名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第10回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
2番、横田 千秋 委員。  
3番、谷川 好則 委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 3月25日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。はじめに、令和3年度根室地方農業委員会連合会定期総会及び令和3年度根室地方農業者年金協議会総会が4月9日、中標津町総合文化会館で開催され、会長、会長代理、事務局長が出席しております。根室地方農業委員会連合会定期総会と根室地方農業者年金協議会定期総会におきましては、それぞれ、令和2年度の事業報告、決算報告、監査報告及び令和3年度の事業計画案と収支予算案が議事として提案され、承認されたところであります。つぎに、4月14日、中標津町・両農協・農業委員会で組織する中標津町農業後継者対策協議会総会を役場302会議室で開催し、令和2年度事業実績と収支決算及び監査報告を行い、令和3年度事業計画案と収支予算案が審議され承認されました。令和3年度事業計画では、コロナ禍における交流の機会として、オンラインでの交流会を実施することなど今後の取組みについて協議しております。以上で会務報告を終わります。
- 議 長 以上で、会務報告を終わります。  
日程3、議案第54号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。(1)について、事務局から説明をお願いします。  
(挙手あり) 農地係長
- 農地係長 議案第54号、「農地法第18条第6項の規定による解約通知」(1)について、事

務局よりご説明申し上げます。議案の2ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇牧場、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、解約する土地、〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 96,890 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 30 年 5 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日まで。

5、合意解約成立の日、令和 3 年 4 月 8 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第 5 6 号 (1) に関連するもので、賃貸借していた農地について、売買により所有権移転するため、期間内解約するものです。

以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程 4、議案第 5 5 号「現況証明願いについて」を上程致します。(1) (2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第 5 5 号「現況証明願いについて」(1) (2) について説明いたします。4ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇〇〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 20,180 m<sup>2</sup>。利用状況、雑種地。3、許可を受けようとする事由。地目変更申請のため。4、見取図は5ページのとおりです。

この案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和 3 年 4 月 1 6 日、第 2 地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

6ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積

13,601 m<sup>2</sup>。利用状況、雑種地。3、許可を受けようとする事由。地目変更申請のため。4、見取図は7ページのとおりです。

この案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和3年4月16日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程5、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。9ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,755 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他4筆、合計246,183 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。17,232,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、17,200,000円、自己資金32,000円。7、当事者の経営状況。構成員、3人、農従者、3人、経営地、計651,324 m<sup>2</sup>、家畜、牛417頭。8、見取図については、10ページのとおりとなっております。この案件につきましては、所有していた農地について当事者双方の申し出により農地所有適格法人に所有権移転したい旨の申し出があったものであります別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程6、議案第57号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」を上程致します。(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第57号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」(1)について説明いたします。12ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇。

承継者、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積18,704㎡、他2筆、合計、19,424㎡。3、許可期間。令和2年10月23日から永年。4、変更理由。農地所有適格法人設立に伴う事業承継。

この案件につきましては、令和2年9月28日開催の第3回総会で承認され、令和2年11月20日開催の第5回総会で許可の報告をしたものです。本件は、畜産クラスター事業によるものであることから、事業主が個人から法人に変更となったもので、事業計画は何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第57号(2)について説明いたします。13ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

承継者、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇

○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積 14,744 m<sup>2</sup>、他1筆、合計、29,912 m<sup>2</sup>。3、許可期間。令和2年10月23日から永年。4、変更理由。農地所有適格法人設立に伴う事業承継。

この案件につきましては、令和2年9月28日開催の第3回総会で承認され、令和2年11月20日開催の第5回総会で許可の報告をしたものです。本件は、畜産クラスター事業によるものであることから、事業主が個人から法人に変更となったもので、事業計画は何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第57号(3)について説明いたします。14ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町○○○番地○、○○ ○○。

承継者、中標津町○○○番地○、(株)○○牧場、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積 30,992 m<sup>2</sup>。3、許可期間。令和2年11月18日から永年。4、変更理由。農地所有適格法人設立に伴う事業承継。

この案件につきましては、令和2年10月23日開催の第4回総会で承認され、令和2年12月22日開催の第5回総会で許可の報告をしたものです。本件は、畜産クラスター事業によるものであることから、事業主が個人から法人に変更となったもので、事業計画は何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 7、報告第 23 号「農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1)(2) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 報告第 23 号「農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1)(2) について説明いたします。16 ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、(株)〇〇牧場、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和元年 10 月 25 日付、中農委 4 第令元-12 号。

3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番〇。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和元年 10 月 25 日から令和 3 年 3 月 31 日まで。6、事業完了年月日。令和 3 年 3 月 31 日。7、完了検査年月日。この完了検査につきましては、令和 3 年 4 月 16 日、第 2 地区推進班において現地確認を行い、計画通り建設されていたことを確認しております。

17 ページをお開きください。

(2) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、(株)〇〇牧場、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和元年 10 月 25 日付、中農委 4 第令元-13 号。

3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇線〇〇番〇、他 1 筆。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和元年 10 月 25 日から令和 3 年 3 月 31 日まで。6、事業完了年月日。令和 3 年 3 月 31 日。7、完了検査年月日。この完了検査につきましては、令和 3 年 4 月 16 日、第 2 地区推進班において現地確認を行い、計画通り建設されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 報告第 23 号 (3) について説明いたします。18 ページをお開きください。

(3) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、許可年月日、許可番号。令和元年 11 月 21 日付、中農委 4 第令元-17 号。

3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇。4、転用目的、農業用施設建設。

5、事業計画の期間。令和元年 11 月 21 日から令和 3 年 3 月 31 日まで。6、事業完了年月日。令和 3 年 3 月 31 日。7、完了検査年月日。この完了検査につきましては、令和 3 年 4 月 16 日、第 2 地区推進班において現地確認を行い、計画通り



建設されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 報告第23号(4)について説明いたします。19ページをお開きください。

(4) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町○○○○○○番地○○、○○ ○。

2、許可年月日、許可番号。令和2年10月23日付、中農委4第令2-6号。3、許可地の所在。中標津町○○○○○○番○。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和2年10月23日から令和3年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和3年3月31日。7、完了検査年月日。この完了検査につきましては、令和3年4月16日、第2地区推進班において現地確認を行い、計画通り建設されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5) から(7) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 報告第23号(5) から(7) について説明いたします。20ページをお開きください。

(5) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町○○○条○○丁目○○番地、○○ ○○。

2、許可年月日、許可番号。令和元年7月25日付、中農委4第令元-9号。3、許可地の所在。中標津町字○○○○○番○。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和元年7月25日から令和3年6月30日まで。6、事業完了年月日。令和2年12月25日。7、完了検査年月日。この完了検査につきましては、令和3年4月16日、第3地区推進班において現地確認を行い、計画通り建設されていたことを確認しております。

21ページをお開きください。

(6) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町字○○○○○○番地○、(株)○○○○○○○○○、代表取締役、○○ ○○。

2、許可年月日、許可番号。令和元年10月25日付、中農委4第令元-15号。

3、許可地の所在。中標津町字○○○○○○番○、他2筆。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和元年10月25日から令和3年3月31日まで。

6、事業完了年月日。令和3年3月31日。7、完了検査年月日。この完了検査につきましては、令和3年4月16日、第3地区推進班において現地確認を行い、計画通り建設されていたことを確認しております。

22ページをお開きください。

(7) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇牧場、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和2年6月25日付、中農委4第令2-2号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和2年6月25日から令和3年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和2年12月25日。7、完了検査年月日。この完了検査につきましては、令和3年4月16日、第3地区推進班において現地確認を行い、計画通り建設されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で報告を終わります。  
日程8、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。ここで、会議規則第16条の規定により、5番、〇〇〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇委員退席)

議長 (1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。議案の24ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、(有)〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積72,557㎡の内86㎡、他1筆、合計、16,211㎡。3、許可を受けようとする事由。砂採取のため。4、転用の期間。令和3年5月28日から令和4年5月27日まで。5、権利の種類。賃貸借権。6、採取量、砂44,666㎥。7、最大切深。4.69m。8、見取図については、25ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、砂採取のため申請があったものです。継続案件で5年程度この案件につきましては、令和2年4月からの継続で、砂の採取のため申請があったもので、今回の申請面積は16,211㎡となっております。令和3年4月15日に、第5地区推進班で現地確認を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は、止むを得ないものと

判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。

(〇〇委員着席)

議長 〇〇〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、意見聴取致します。  
日程9、議案第59号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)から(13)、(14)から(17)の2回に分けて審議を致します。(1)から(9)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第59号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(9)について、説明いたします。  
議案の27ページをお開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇番地〇、(株)〇〇農場、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積103,490㎡、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年5月1日から令和8年4月30日まで。6、価格。年360,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、3人、農従者、3人、経営地、計1,832,669㎡、経営作目、そば。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、29ページのとおりです。なお(2)につきましても、貸主が同一でありますので、貸主の氏名等を省略し、一括して説明いたします。28ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇牧場、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積32,455㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設

定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年5月1日から令和8年4月30日まで。6、価格。年180,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計1,302,488㎡、家畜、牛313頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、29ページのとおりです。

この2件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

30ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、88歳。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、51歳

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、山林、現況、畑、面積62,109㎡の内41,942㎡、利用目的、牧草畑、他9筆、合計112,004㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年5月1日から令和4年4月30日まで。6、価格。年265,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、3人、経営地、計749,491㎡、家畜、牛261頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、32ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。33ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字○○○○線北○○番地○、○○ ○○、79歳。

借主、中標津町字○○○○線○○番地、○○ ○○、47歳

2、土地の表示。字○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積24,553㎡、利用目的、牧草畑、他16筆、合計188,029.11㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年5月1日から令和8年4月30日まで。6、価格。年645,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計870,088.11㎡、家畜、牛162頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、35ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。36ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○○○○番地○、○○ ○○○、90歳。

借主、中標津町○○○○○○○○番地○○、○ ○○、39歳。

2、土地の表示。○○○○○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積47,127㎡の内

27,120 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他1筆、合計75,000 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年5月1日から令和6年4月30日まで。6、価格。年277,500円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、4人、経営地、計600,206 m<sup>2</sup>、家畜、牛75頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、41ページのとおりです。

なお、(6)から(8)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。36ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○○番地○○、○○○○(株)、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。○○○○○○○番○、公簿、原野、現況、畑、面積32,958 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他7筆、合計172,562 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年5月1日から令和6年4月30日まで。6、価格。年611,400円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、3人、農従者、3人、経営地、計2,095,368 m<sup>2</sup>、家畜、牛159頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、41ページのとおりです。39ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○○番地○、(株)○○○○○○○○○○、代表取締役、○○ ○。

2、土地の表示。○○○○○○○番○○、公簿、原野、現況、畑、面積49,981 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他3筆、合計196,815 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年5月1日から令和8年4月30日まで。6、価格。年759,300円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、1人、経営地、計987,895 m<sup>2</sup>、家畜、牛387頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、41ページのとおりです。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町○○○○○地○○、(株)○○牧場、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。○○○○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積93,874 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他3筆、合計180,967 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年5月1日から令和8年4月30日まで。6、価格。年666,500円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、1人、経営地、計1,085,828 m<sup>2</sup>、家畜、牛302頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、41ページのとおりです。

この4件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。42ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇 〇〇、76歳。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、58歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積43,128㎡の内41,400㎡、利用目的、牧草畑、他2筆、合計48,500㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年5月1日から令和8年4月30日まで。6、価格。年174,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、6人、農従者、4人、経営地、計533,689㎡、家畜、牛83頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、43ページのとおりです。

この案件につきましては、所有者から所有農地を賃貸借したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、借主を決定したものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(10)から(12)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第59号(10)から(12)について、説明いたします。議案の44ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線南〇〇番地、〇〇〇 〇、89歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、33歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番1、公簿、畑、現況、畑、面積93,403㎡、利用目的、牧草畑、他3筆、合計191,889㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年4月26日から令和4年3月31日まで。6、価格。年647,500円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、11人、農従者、5人、経営地、計1,433,599㎡、家畜、牛318頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、45ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。46ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。



うとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃貸し、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年4月26日から令和8年2月24日まで。6、価格。年546,220円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員6人、農従者2人、経営地、なし、家畜、牛、なし。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、52ページのとおりです。  
この案件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。年等就農計画認定を受けた者であり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。  
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(13)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。議案第59号(1)から(13)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって(1)から(13)は原案のとおり、可決されました。  
ここで、(14)から(17)の案件につきましては、私ごとに関する事項が含まれておりますので、規定により、議長は武田会長代理にお願い致します。

(本田会長降壇、議席へ)(武田代理登壇)

議長 会長に代わり、議事を進行致します。  
ここで、会議規則第16条の規定により、5番、〇〇〇〇委員と18番、〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

議長 (14)から(17)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第59号(14)から(17)について説明いたします。53ページをお開きください。  
(14)1、当事者の住所、氏名、年齢。



貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、66歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役 〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積9,925㎡、利用目的、牧草畑。他10筆、合計189,692㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を農地所有適格法人に賃貸借するもの。借主、所経営規模拡大するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年5月1日から令和13年4月30日まで。6、価格。年617,000円。7、

資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計1,112,621㎡、家畜、牛258頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は、57ページのとおりです。なお、(15)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。

55ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,885㎡、利用目的、牧草畑。他9筆、合計260,254㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を農地所有適格法人に賃貸借するもの。借主、所経営規模拡大するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年5月1日から令和13年4月30日まで。6、価格。年895,000円。7、

資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、4人、農従者、3人、経営地、計623,271㎡、家畜、牛179頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、

見取図は、57ページのとおりです。

この2件につきましては、所有者から所有農地を賃貸借したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、借主を決定したものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

58ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、70歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、55歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積43,260㎡、利用目的、牧草畑。他15筆、合計296,008㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、所経営規模拡大するもの。4、権利

を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年5月1日から令和13年4月30日まで。6、価格。年746,000円。7、資金調

達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計1,747,647㎡、家畜、牛293頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、

見取図は、61ページのとおりです。なお、(17)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。

60ページをお開きください。

(17) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、48歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積23,562㎡内9,500

m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。他3筆、合計38,240 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、所経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年5月1日から令和13年4月30日まで。6、価格。年98,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、2人、経営地、計568,749 m<sup>2</sup>、家畜、牛77頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、61ページのとおりです。

この2件につきましては、所有者から所有農地を賃貸借したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、借主を決定したものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(14)から(17)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第59号(14)から(17)について、これをは原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員着席)

議長 〇〇委員、〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。ここで議長を交代し、今後の議事は、本田会長にお願い致します。

(武田代理降壇、議席へ)(本田会長登壇)

議長 日程10議案第60号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第60号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。63ページをお開きください。  
令和元年度分といたしまして、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇〇、(株)〇〇牧場、令和2年度分といたしまして、(有)〇〇場、(有)〇〇牧場、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇〇、(有)〇〇牧場、(有)〇〇牧場、(有)〇〇牧場、(有)〇〇農場、(有)〇〇牧場、(株)〇〇牧場、(株)〇〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、(株)〇〇牧場、(株)〇〇〇〇〇、(株)鳳

〇〇、(株)〇〇牧場、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、(株)〇〇牧場、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、(株)〇〇牧場、(株)〇〇牧場、(株)〇〇〇〇〇〇、(株)〇〇牧場、以上27件の提出がありました。令和3年3月26日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。

日程11、報告第24号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第24号、「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」、事務局よりご説明致します。74ページをお開き下さい。

この件につきましては、携帯電話中継施設の建設に伴う届出であります。農地法第5条第1項第7号のその他農林水産省で定めるもので、例外となる事項を定めた施行規則第53条第1項第14号の認定電気通信事業者の中継施設に該当するため、転用許可は不要となるものです。よって、報告のみ致します。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、札幌市中央区大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社、北海道事業本部、本部長、小川 晴生。

2、土地の表示。字俣落466番1、公簿、畑、現況、畑、面積21,692㎡の内91.00㎡。3、使用期間。令和2年11月20日から令和13年3月31日まで。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第10回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時20分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年4月30日

会 長 \_\_\_\_\_

2 番 \_\_\_\_\_

3 番 \_\_\_\_\_